

宮野浦地区防災計画

令和5年4月

宮野浦地区自主防災クラブ

目次

1. 宮野浦地区防災計画の位置づけ	1
(1) 計画の目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画の対象範囲.....	1
(4) 対象とする災害.....	1
2. 基本的な考え方	2
(1) 計画の目標.....	2
3. 地区の特性	3
(1) 地区の概況.....	3
(2) 地区の災害リスク（災害の危険性）.....	4
4. 地震・津波災害が発生した時の避難のあり方	8
(1) 避難行動の流れ.....	8
(2) 避難行動別の留意点等.....	9
5. 平常時の活動	21
(1) 日頃の備え.....	21
(2) 自主防災組織の役割の周知.....	27
6. わが家の津波避難計画の作成	29
7. 事前復興まちづくり	32
(1) 発災から自宅の再建までの流れ（避難した後を考える）.....	32
(2) 「応急仮設住宅等で生活」の段階における留意事項.....	33
(3) 「生活を取り戻す」の段階における留意事項.....	34
8. 計画の見直し等	36
(1) 地区住民への計画の周知.....	36
(2) 洪水等の災害への対応.....	36

1. 宮野浦地区防災計画の位置づけ

(1) 計画の目的

宮野浦地区にも被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨災害等をはじめ、近年、頻発・激甚化する豪雨により、全国各地で災害等が発生している。また、近い将来、発生が予想される南海トラフ地震は、宮野浦地区に震度 6 強の揺れを引き起こし、集落の広範囲が津波浸水の被害を受ける可能性があるとして示されており、地区住民一人ひとりの命を守るとともに、復旧・復興に向けた備え（事前復興）を進めていく必要がある。

自然災害に対しては、自らの命は自らが守る「自助」を基本として、近所や地域の方々と助け合う「共助」が重要になる。一方で、過疎化が進む中で、地域の防災力の低下が生じることが懸念されている。

そのため、地区住民一人ひとりの防災意識を高め、地区住民が主体となって、災害から命を守ることを考え、実践していくために「宮野浦地区防災計画」を作成する。

なお、本計画の策定にあたっては、愛媛大学の支援を得て開催した「宮野浦地区事前復興ワークショップ」での意見等も反映している。

(2) 計画の位置づけ

平成 25 年の災害対策基本法の改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。

本計画は、地区防災計画制度に基づく計画として、西予市地域防災計画に位置付けられている防災・減災に関する取組等と連携して、地区の防災力の向上を図るものである。

(3) 計画の対象範囲

西予市明浜町宮野浦地区を対象とする。

(4) 対象とする災害

本計画では、風水害や地震・津波等の自然災害を対象とする計画として作成するものであるが、前述の「宮野浦地区事前復興ワークショップ」の開催経緯を踏まえ、地震・津波を主眼とした計画とする。

2. 基本的な考え方

(1) 計画の目標

宮野浦地区の防災・減災の取組としては、地区住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域のコミュニティを活かした地域防災力の強化等を図ることで、地震・津波等の自然災害から人命を守ることを最優先の目標とする。

また、めざす将来像については、平成 29 年 3 月に作成した「高山・宮野浦地域づくり計画書」（高山・宮野浦地域づくり協議会）に掲げた「ささえあい安心して暮らせる 元気な高山・宮野浦」を踏襲するものとし、以下のように定める。

【めざす将来像】

ささえあい安心して暮らせる 元気な宮野浦

①地区住民の一人ひとりが、自らの命は自らが守るという「自助」の意識を高める。

住民一人ひとりが、防災・減災に関する意識を高めるとともに、防災訓練への積極的な参加などの行動につなげていき、自ら考え、行動するように努める。

②避難行動要支援者等の避難支援に努めるなどの「共助」の意識を高める。

平常時から“向こう3軒両隣り”のつきあいを深めていき、災害時等における助け合いの意識を高めていく。

特に、高齢者等においては、「地震等が起きたら避難をあきらめる」という意見もみられており、助け合いの心を育むなかで、避難支援の体制づくりに努める。

③確実な避難や速やかな復旧・復興等への備えに必要な条件整備を「公助」とともに取組む。

安全な避難路や避難所の確保、大規模災害が発生した際の速やかな復旧・復興等への備えについて、住民と市が連携・役割分担を図りながら取組んでいく。

④災害から命が助かった後のことを考える「事前復興」の取組を進める。

大規模な災害が発生しても、宮野浦地区の災害からの早期の復旧・復興を実現するため、地域住民が一丸となって事前復興の取組を進める。

3. 地区の特性

(1) 地区の概況

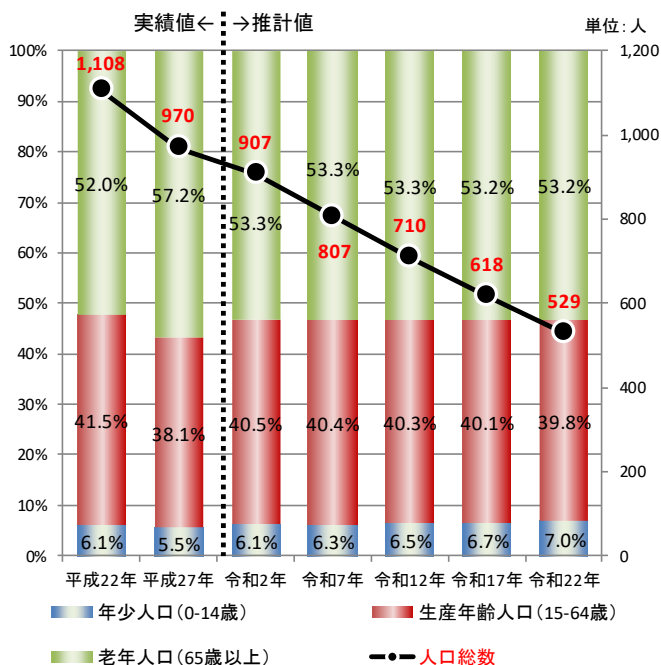
宮野浦地区は、西予市の南西部に位置し、眼前に宇和海が広がり、背後を急峻な山々に囲まれた、リアス海岸の狭小な平地に立地する集落である。



高山・宮野浦地区の人口は 755 人（うち宮野浦地区のみは 236 人）、老年人口比率は 58.4%（2020 年国勢調査）となっており、人口減少、少子高齢化が進んでいる。

将来人口推計（西予市都市計画マスタープラン参照）をみると、今後も人口減少の傾向が継続する。

人口総数及び年齢階層別構成比7_高山・宮野浦地区



(2) 地区の災害リスク（災害の危険性）

①地震・津波

南海トラフ地震が発生した際には、宮野浦地区は、震度6強の揺れにみまわれるとともに、津波（最高津波水位 9.3m（三瓶港））によって、集落の大部分が 3.0～5.0m の津波浸水の被害を受ける可能性が示されている。

西予 2014 宮野浦地区 津波危険マップ

津波危険マップの注意

○この津波危険マップは、想定しうる最大規模の津波を引き起こす地震を想定して、発生する津波の高さを予測し設定したものです。

○しかし、想定よりも大規模な地震や震源の位置によっては浸水範囲が広がり、被害が拡大する可能性がありますので、ご自身の目安と考えて下さい。

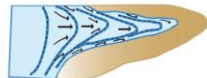
○地震を感じなくても津波が来ることがあるので、津波警報などが出されたら海岸付近では十分な注意が必要です。警報がなくても大きな揺れを感じたらすぐ海岸から離れましょう。

津波の高さ

水深が浅くなると、津波は速度を落とし、その分波高が急激に高くなります。さらに、遠浅の海岸では、段波状になったり、V字型の湾では、波高が急激に高くなったりします。また、湾内で共振して、波高が増幅して高くなることもあります。



水深が浅くなると津波の速さが遅くなり、後ろからの波が覆い被さるようになります。



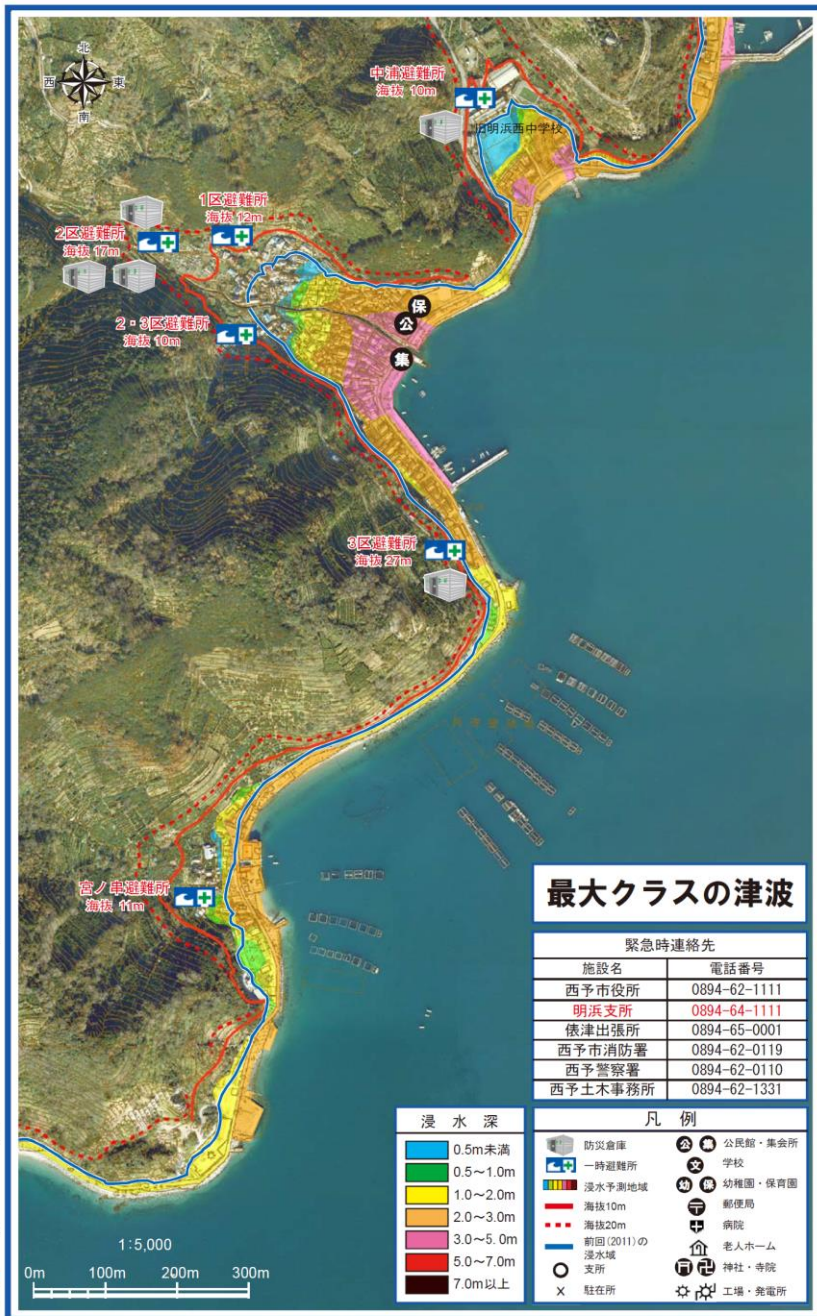
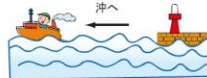
津波の周期

津波の周期は、約10～30分（台風時の高潮はせいぜい数10秒）と非常に長く、少しでも開口部があれば、そこから広く浸水し、被害を拡大させることになります。



津波の波長

津波の波長は、約10kmと非常に長いので、沖合では津波を感じられないこともあります。水深が50m以上ある海域では、船舶への被害が少ないため、時間的な余裕さえあれば、船舶の沖出しも可能です。



最大クラスの津波

緊急時連絡先	
施設名	電話番号
西予市役所	0894-62-1111
明浜支所	0894-64-1111
依津出張所	0894-65-0001
西予市消防署	0894-62-0119
西予警察署	0894-62-0110
西予土木事務所	0894-62-1331

凡例	
防災倉庫	公民館・集会所
一時避難所	学校
浸水予測地域	幼稚園・保育園
海抜10m	郵便局
海抜20m	病院
前回(2011)の浸水域	老人ホーム
支所	神社・寺院
駐在所	工場・発電所

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5千分1国土基本図及び電子地形図25000を複製したものである。（承認番号平25情復、第766号）

図：西予市津波危険マップ



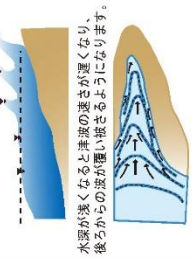
※この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分国土地形図及び電子地形図25000を基に作成したものである。(承認番号平26博機、第706号)

津波危険マップの注意
 ○この津波危険マップは、想定しうる最大規模の津波を引き起こす地震を想定して、発生する津波の高さを予測し決定したものです。

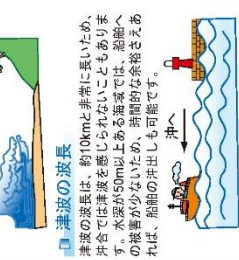
○しかし、想定よりも大規模な地震や震源の位置によっては浸水範囲が広がり、被害が拡大する可能性がありますので、たいたいの目安と考えて下さい。

○地震を感じなくても津波が来る場合がありますので、津波警報などが出されたら海岸付近では十分な注意が必要です。警報がなくても大きな揺れを感じたらすぐ海岸から離れましょう。

津波の高さ
 水深が浅くなると、津波は速度を落とし、その分波高が急激に高くなります。さらに、遠浅の海岸では、段状になつたり、V字の形の溝では、波高が急激に高くなつたりします。また、溝内で滞留して、波高が増して高くなることもあります。



津波の周期
 津波の周期は、約10~30分(台風時の高潮はせいぜい数10分)と非常に長く、少しでも開口部があれば、そこから広く浸水し、被害を拡大させることになります。

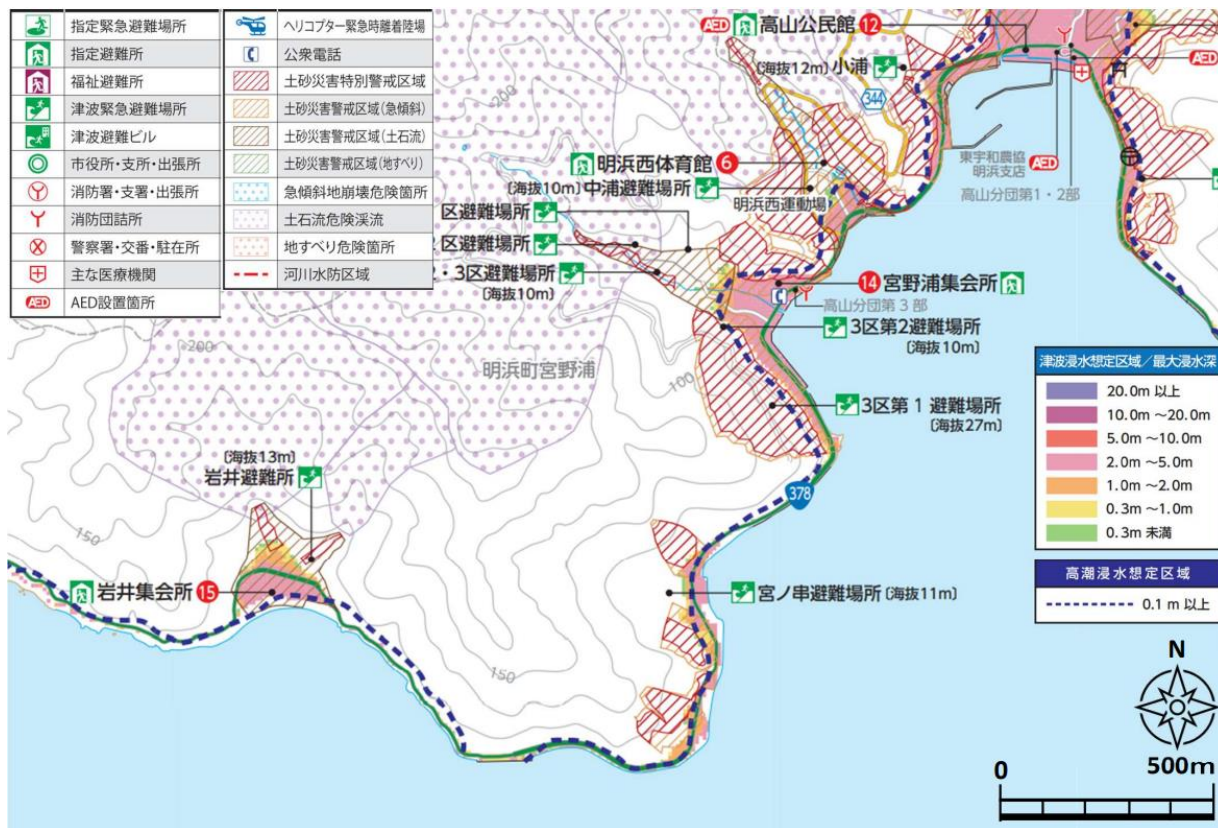


津波の波長
 津波の波長は、約100kmと非常に長いため、沖合では津波を感じられないこともあり、水深が50m以上ある海域では、船への被害が少ないため、瞬間的な被害さえあれば、船舶の沖出しも可能です。

図：西予市津波危険マップ

②風水害

宮野浦地区は、3方を山に囲まれた地形であり、土砂災害（特別）警戒区域が多数存在しており、土砂災害の危険性が高い地域である。



図：西予市総合防災マップ



ポイント：身の回りの危険を知る！

西予市では、西予市総合防災マップや西予市津波危険（ハザード）マップを作成し、住民の皆様配布を行っています。また、誰もがみることができるよう、ウェブサイトでもハザード情報を公開しています（下記のアドレス参照）。

西予市公開マップ：<https://apps01.chklab.com/LG382141/SeiyoMap/>
 各種の防災マップ等を確認・入手し、ご自分の身の回りの災害リスク等を確認しましょう。

③平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 7 月豪雨においては、国道 378 号の被災や宮野浦第 1 号線農道の急傾斜が崩壊するなどの甚大な被害が発生した。

■建物被害（り災証明交付件数）

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
宮野浦地区	5	0	1	9	15
明浜町	6	1	30	116	153
市全体	303	152	393	519	1,367



国道 378 号被害（宮野浦）



急傾斜地の崩壊（宮野浦第 1 号線農道）

4. 地震・津波災害が発生した時の避難のあり方

(1) 避難行動の流れ

大規模地震が発生した際の、避難行動の流れを下記に示す。下記の流れを基本に、地震・津波災害が発生したとしても、住民一人ひとりの命を守ることを最優先とした行動を行う。

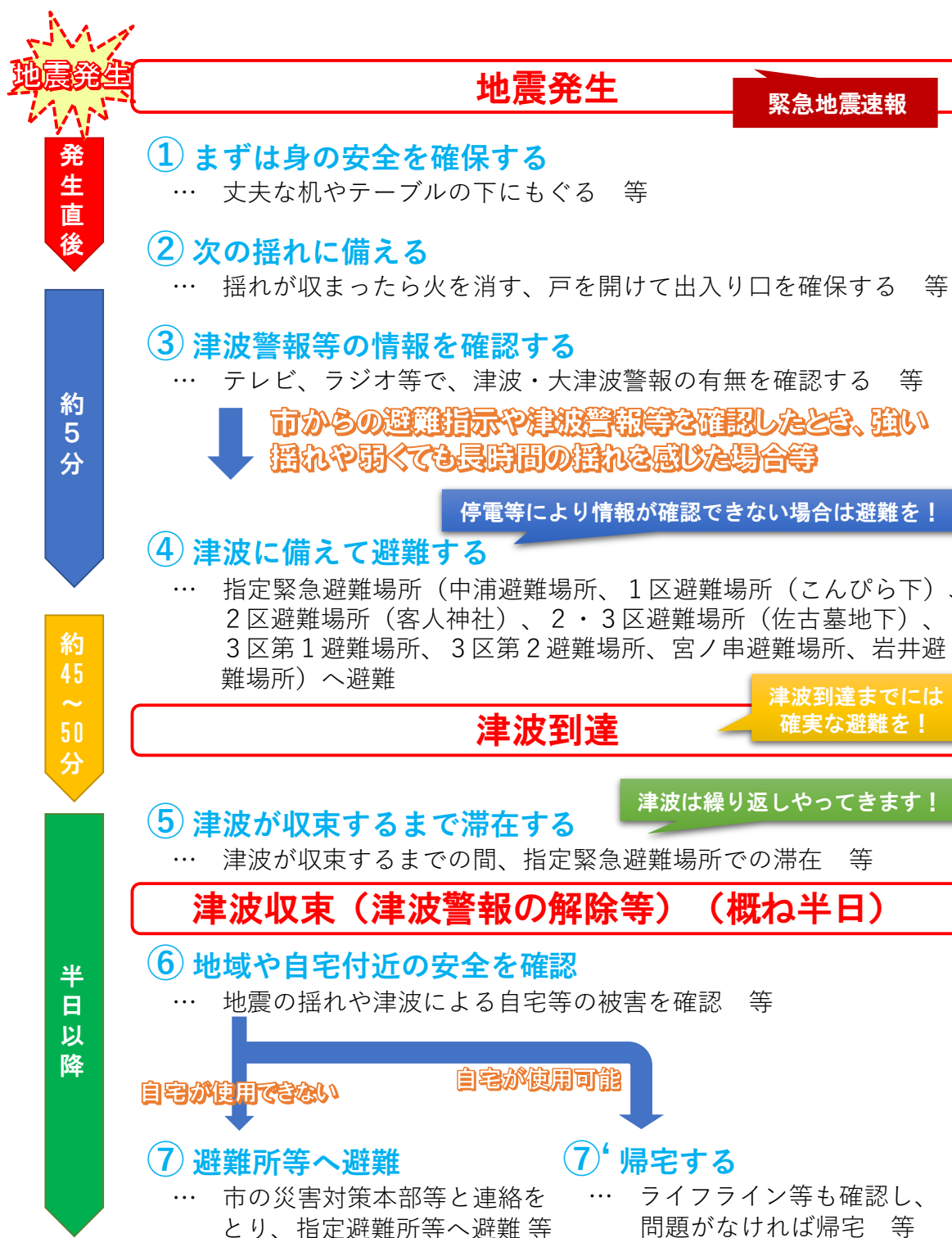


図 避難行動の流れ

(2) 避難行動別の留意点等

地震発生

○ 緊急地震速報（緊急速報メール）

緊急速報メールは、NTT ドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクのメール配信サービスの一つで、対応機種携帯電話やスマートフォンへ、特定エリアごとに、直接、緊急地震速報や津波警報、災害・避難情報を一斉に配信するもの。

ただし、地震の揺れの到達までに緊急地震速報が間に合わない場合もある。

発生直後

① まずは身の安全を守る

宮野浦地区で想定されている震度6強の揺れは、立っていることができない状況になる。また、固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりするおそれがある。

そのため、丈夫な机やテーブルの下にもぐり、机などがずれないようにしっかり脚を握る行動をとる。



ポイント：木造住宅の耐震化等を進める！

大規模な地震の揺れから命を守るためには、家屋の倒壊や家具の転倒を防止することから始まります。また、家屋の倒壊等は、避難経路の障害等となり、地域の方々の安全確保にも大きな影響を与える可能性があります。

西予市では、木造住宅の耐震化等に向け、以下のような支援制度を行っていますので、対象となる方におきましては、積極的な活用をご検討ください。

- 木造住宅耐震診断費用の一部を補助（補助対象経費の3分の2以内で最高2万円を限度）
- 木造住宅耐震改修工事費用の一部を補助（補助対象経費以内で最高114万円を限度）
- 家具転倒防止対策費の補助金（補助対象経費の2分の1で1万円を限度）
※設置に要した費用についても補助の対象になります。また、防災士等に設置を依頼することも可能です。

※詳細は、西予市建設課にお問い合わせください。

② 次の揺れに備える

揺れがおさまったら、戸を開けて出入り口を確保する。大きな揺れの場合、ガスやストーブの火に近づくのは危険なので、揺れがおさまってから火を消す。また、家族が家具などの下敷きになっていないか、ケガをしていないか、トイレなどに閉じ込められていないか確認する。

余震や避難に備え、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とし、事前に準備している非常時の持ち出し品を持つ。

③ 津波警報等の情報を確認する

テレビやラジオ、防災行政無線等からの防災情報を確認する。

停電によりテレビ等がみられない事態も想定され、大きな揺れや弱くても長時間の揺れを感じた場合は、速やかに避難する。

④ 津波に備えて避難する

地震発生直後の海面±20cmの変動が生じる時間は7分程度（三瓶港）となっているが、宮野浦地区で津波浸水が始まる時間は、地震発生から40～50分程度と想定されている。そのため、宮野浦地区においては、速やかに避難行動を行えば、津波災害から確実に人命を守ることが可能であり、回りへ声掛けを行いながら、指定緊急避難場所等へ避難を行う。

なお、避難は原則、徒歩とする。ただし、避難場所までの距離など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。



図 指定緊急避難場所（宮野浦）

■ 指定緊急避難場所について

中浦では中浦避難場所、宮野浦では1区避難場所（こんびら下）、2区避難場所（客人神社）、2・3区避難場所（佐古墓地下）、3区第1避難場所、3区第2避難場所の4箇所、宮野串では宮ノ串避難場所、岩井では岩井避難場所が緊急避難場所として指定されている。

ただし、3区第2避難場所についても、土砂災害特別警戒区域に位置している避難場所もあることから、避難の際には、安全性の確認を行うことに留意する。

基本的には、各地区で決めた避難場所への避難を優先することとするが、家屋の倒壊等により避難経路が通れなくなる事態が発生する可能性もあることから、複数の避難場所や避難経路を把握しておく。

表 地区別の指定緊急避難場所

指定緊急避難場所	避難対象地域	備考
中浦避難場所	中浦	
1区避難場所（こんびら下）	宮野浦1区	
2区避難場所（客人神社）	宮野浦2区	
2・3区避難場所（佐古墓地下）	宮野浦2区、宮野浦3区	
3区第1避難場所	宮野浦3区	名称変更（R2.3）
3区第2避難場所	宮野浦3区	新規追加（R2.3）
宮ノ串避難場所	宮ノ串	
岩井避難場所	岩井	





2区避難場所（客人神社）



2・3区避難場所（佐古墓地下）



3区第1避難場所



3区第2避難場所



宮ノ串避難場所



岩井避難場所

■ 避難経路について

避難経路は、自宅から指定緊急避難場所まで最も短時間で到達できる経路を基本としながら、以下の点に留意して、安全性の高い経路を確認する。

- ✓ 家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されている。
- ✓ できる限り、津波の進行方向と同方向（海岸から離れる方向）へ避難する道路を利用する。

また、指定緊急避難場所と同様に、複数の避難経路を想定しておく。

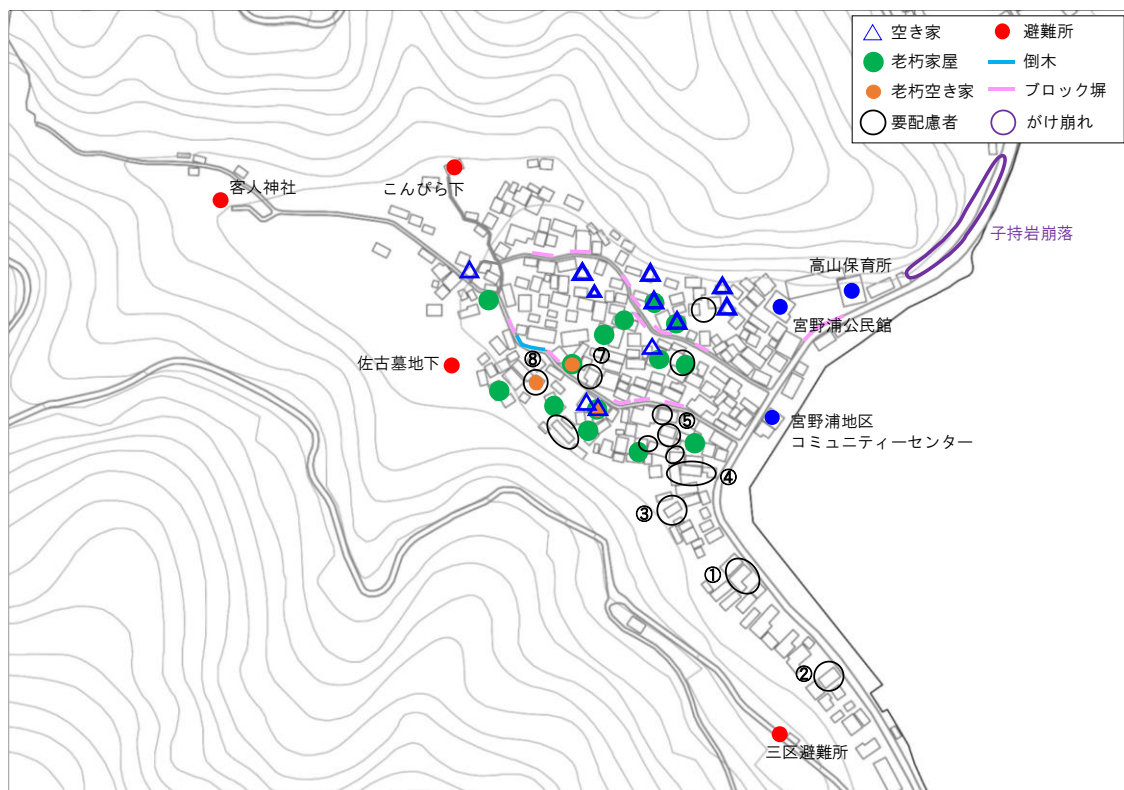
	
<p>海拔表示</p>	<p>避難経路標識</p>
	
<p>避難経路標識</p>	<p>津波一時避難場所の標識</p>



ポイント：避難経路の安全を確保する！

宮野浦地区は、古くから発展してきた集落であり、地区内は木造住宅が多く、細街路によって構成されており、災害に対して脆弱な町並みとなっています。

愛媛大学が実施した事前復興 WS においても、地区内の避難経路における阻害要因として、多数の空き家やブロック塀があげられ、災害が発生する前に対策を進めていく必要があると指摘されています。



右図：事前復興 WS にて意見の出た避難時の配慮事項等

西予市では、安全な避難路の確保等に向け、以下のような支援制度を行っていますので、対象となる方におきましては、積極的な活用をご検討ください。

- 危険家屋除却費用の一部を補助（補助対象費用の5分の4以内で、最高80万円を限度）
- ブロック塀等安全対策事業（補助対象費用の3分の2以内で、最高30万円を限度）

※詳細は、西予市建設課（又は危機管理課）にお問い合わせください

■ 主要な避難経路の安全性の確保

前述の事前復興 WS の意見を踏まえると、宮野浦地区の住民の円滑な避難の実現には、下図に示したルートが重要な避難経路としてあげられる。

市や地域、沿道の土地・家屋の所有者等の協力のもと、安全な避難経路の確保に向けて、危険な要因の解消等に取り組む。



右図：事前復興 WS 等の結果を踏まえて優先して整備する避難経路の案

■ 避難における「宮野浦ルール」（タオルを玄関に置く等）の徹底

自分の命は自分で守ることを前提に、住民同士の助け合いによる津波からの避難を確実にするため、避難における「宮野浦ルール」として、以下のことを住民一人ひとりが徹底する。

- ✓ 住民一人ひとりが、**率先して避難行動**をとる。
- ✓ 避難する時には、「**いのちのカード**」を携行の上避難する
- ✓ 避難する時には**周りの人に声をかける**。
- ✓ 津波の浸水までには、ある程度の時間があることから、**避難の支援が必要な人については、周りの人が協力・連携**して避難させる。
- ✓ 避難した際には（**家を出たら**）、**目印として玄関にタオルを置き**、避難が完了したことが周りの人にわかるようにする（他の人に確認する手間をとらせない）。

■避難行動要支援者等の避難の支援

東日本大震災の教訓として、平成 25 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされた。また、近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和 3 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。こうした背景を受け、避難行動要支援者等の避難においては、地区住民の協力が不可欠であり、以下のような取り組みを進めていく。

（1）避難行動要支援者等の把握

市から提供される避難行動要支援者名簿の適正な管理のもと、宮野浦地区内の避難行動要支援者等を把握する。名簿に記載されていない配慮者等がある場合は、名簿への登録を促す。

（2）支援できる人の把握（昼／夜）

避難行動要支援者の住まい等を踏まえ、自主防災組織や民生児童委員、市の担当部局等が連携し、避難を支援できる近所の人などを把握し、支援者として依頼する。なお、支援者は、昼・夜で対応の可否が異なることが想定されるため、必要に応じて時間帯に応じた支援者に依頼する。

（3）一人ひとりの支援方法等を決めておく

支援者の状況等に応じた搬送方法を想定しておくなどの検討を進める。必要に応じて、車での避難を検討する。なお、車での避難を行うこととなった場合は、周辺の住民の方々に周知を行っておく。

約
40
～
50
分
ま
で
に

⑤ 避難状況の確認

各避難場所に名簿を準備しておき、地域の人が避難しているかの確認を行う。

避難状況を確認するためには、各地区で決められた避難場所に避難することが望ましいことから、命を守ることを最優先としながら、可能な限り決められた避難場所への避難を行うこととする。

なお、各地区で決められた避難場所以外に避難している人等の状況を確認するため、避難場所同士で情報を確認できるように携帯電話等で連絡をとることとする。ただし、携帯電話等が使えない事態が生じることも想定されるため、無線機等を準備しておく。

避難してきていない人がいた場合は、津波浸水までの時間（概ね 40 分）も考慮しながら、呼びかけや確認を行うものとする。

津波到達（概ね 40～50 分）

約
50
分
以
降

⑤ 津波が収束するまで滞在する

はじめの津波の到達から半日近く、津波が繰り返し押し寄せることがある。また、余震の発生などによる新たな津波の発生も懸念される。

そのため、基本的には津波警報等が解除されるまでは、指定緊急避難場所で滞在する。



ポイント：一定期間の滞在を想定した備蓄等の準備！

津波が収束したとしても、津波によって集落が壊滅的な被害を受け、道路網等が寸断する事態が発生する可能性もあります。

一定期間（一週間をめぐり）の指定緊急避難場所での滞在も想定して、備蓄倉庫への備蓄や個人での非常時持ち出し品等の準備を行うことが重要です。

愛媛大学が実施した事前復興WSでは、以下のような備蓄が必要だという意見がみられました。

雨露等の対策	テント、ブルーシート、
夜間・季節等の対策	毛布、暖をとるための薪、ライター、照明、蚊取り線香
水、食料等	水・食料等は足りない、料理のための備品（鍋、カセットコンロ等）
生活	簡易トイレ（特に、女性に配慮）、発電機、ソーラーの充電器、紙オムツ、ティッシュペーパー
情報	ラジオ

西予市では、自主防災組織が行う防災活動や防災拠点整備に対して補助を行っていますので、積極的な活用をご検討ください。

- 防災拠点整備事業（防災テント、防災倉庫の購入費用、一時避難場所や避難路の整備費用等）…費用の3分の2以内。補助金上限 20 万円
- 防災活動支援事業（防災用機材の購入費用、防災訓練、防災学習会の実施費用等）…費用の3分の2以内。補助金上限 20 万円ただし世帯数によって上限あり

※詳細は、西予市危機管理課にお問い合わせください

津波収束（津波警報の解除等）（概ね半日）

半日以降

⑥ 地域や自宅付近の安全を確認

余震が発生して更なる建物被害が発生する可能性もあることから、倒壊しそうな家には近づかないなど、十分な注意をしながら地域や自宅付近の安全を確認する。

また、自宅において揺れや津波等の被害が確認できない場合でも、水道や電気等のライフラインが被害を受けている可能性もあり、その確認を行う。

なお、当初の安全確認の段階にあたっては、それぞれの指定緊急避難場所に避難してきた人の中で担当者を選定するなど、むやみに津波浸水想定区域内や被害のあった集落内に入らないような配慮を行う。

⑦ 避難所等へ避難

自宅が被災して帰宅できない場合には、市災害対策本部と連絡をとり、避難する指定避難所を確認する。また、指定避難所への移動についても市災害対策本部に確認し、地区の避難者がまとまって避難できるようにする。

なお、電話（携帯電話を含む）が不通の場合は、消防の IP 無線機や衛星携帯電話（自主防災クラブの会長が所有）等により連絡をとる。



ポイント：地区外（宇和町）の避難所への避難も想定！

宮野浦地区には、一定期間、避難生活を送るための指定避難所として、旧明浜西体育館が指定されており、津波浸水想定区域外にあるものの、旧耐震基準のため揺れによる施設被害の可能性があります。また、明浜町内全体の中で、津波浸水想定区域外にあり耐震化されている施設としては、明浜歴史民俗資料館のみとなっており、明浜町内で全ての避難者を受入れる避難所を確保することは困難な状況にあります。

そのため、宇和町内の指定避難所（28箇所：学校、公民館、保育所等）にて避難者を受入れることを想定しています。

■旧明浜西中学校の避難施設としての再整備

宮野浦地区は、柑橘栽培を主とする農業者が多いことから、地区外での長期の避難生活により、仕事や生活への負担が大きくなることが想定される。

そのため、宮野浦地区周辺又は明浜町内で避難所を確保することが望ましく、愛媛大学の学生から提案のあった事前復興プランに基づいた避難施設としての再整備について、引き続き要望していく。



ポイント：避難所運営への積極的な参画！

南海トラフ地震といった大規模災害が発生した際には、市職員は、災害復旧等の対応に追われ、避難所等の運営に主体的に係ることが困難な状況が生じるものと想定されます。

そのため、住民が主体となった避難所運営が求められることから、避難所運営への積極的な参画を行うことが重要です。

半
日
以
降

⑦' 帰宅する

自宅の安全が確認できた場合は、速やかに自宅に帰宅する。

また、自宅において揺れや津波等の被害が確認できない場合でも、水道や電気等のライフラインが被害を受けている可能性もあり、その際は、避難所等への避難を行う。

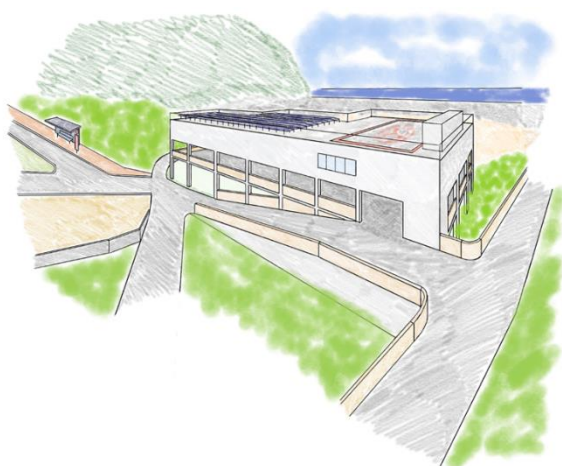


図 旧明浜西中学校再整備イメージ
つないで守る明浜町の事前復興プラン より



5. 平常時の活動

(1) 日頃の備え

① 家庭内備蓄

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、道路が閉塞し、救援物資等が届かない状況に陥ることが想定される。

そのため、自分が必要とする物は、自らで用意するという意識を持ち、食料・水等の家庭内備蓄を「最低でも3日分、できれば7日分」行うこととする。

備える方法としては、いわゆる災害用品を買い込んで、定期的に交換する方法や、日常生活の中で使っているものをちょっとだけ多めに買って使ったら買い足していくローリングストック法などがあり、無理をせず、自分に合った備えを行うよう努める。



食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例（人数分用意）

- ・飲料水 3日分（1人1日3リットルが目安）
- ・非常食 3日分の食料として、ご飯（アルファ米など）、ビスケット、板チョコ、乾パン など
- ・トイレトーパー、ティッシュペーパー、マッチ、ろうそく、カセットコンロ など

※大規模災害発生時には、「7日分」の備蓄が望ましい。

※飲料水とは別に、生活用水も必要。日頃から、水道水をいれたポリタンクを用意しておく、お風呂の水をいつも張っておくなどの備えも重要。

② 孤立対策

宮野浦地区は、孤立の可能性があることから、隣近所や自主防災組織で孤立集落への対応を話し合い、備蓄が必要な機材や物資、備蓄場所、管理方法などを検討する。



図 備蓄品の一例

③ 防災活動への参加

地域の防災訓練をはじめとした防災活動に住民一人ひとりが積極的に参加する。

また、地域コミュニティが地域の防災力の向上につながることから、日頃から地域活動に参加し、助け合える関係性を構築する。

④ 家族で防災会議の開催

家族一人ひとりの防災意識を高めるためにも、まず家族で防災について話し合う「防災会議」を開催する。

家の中の危険箇所や避難場所、持ち出し品を確認するとともに、大規模災害時において家族が離れ離れになった際の安否確認の方法や集合場所などを確認する。



⑤ 家具・家電の固定

建物の倒壊が防げたとしても、家具や家電の転倒・落下によりケガをしたり、逃げ道をふさがれたりすることがある。家具・家電を固定したり、配置を工夫したりするなどして、家の中の安全を確保する。



西予市では、家具転倒防止器具の購入等に要した費用に対して支援を行っています。

➤ 家具転倒防止対策費の補助金（補助対象経費の2分の1で1万円を限度）

※設置に要した費用についても補助の対象になります。また、防災士等に設置を依頼することも可能です。

※詳細は、西予市危機管理課にお問い合わせください

⑥ 耐震診断・耐震改修

阪神・淡路大震災（1995年）の犠牲者の8割以上が「家屋・住宅の倒壊による圧死・窒息死」であったことを考えると、地震に強い家に住むことがどれほど重要かわかる。特に昭和56年以前の建物は古い耐震基準で建てられているため、強度不足が懸念される。今すぐ専門家による耐震診断を行い、強度不足と判断されたら、耐震補強工事などの対策を行う。

誰でもできるわが家の耐震診断 耐震診断チェックシート

- Q1 昭和56(1981)年5月以前の建物である
- Q2 大きな災害に遭遇したことがある
- Q3 増築を2回以上したことがある
- Q4 老朽化している。または白蟻の被害がある
- Q5 建物の平面がL字やT字など複雑な形である
- Q6 一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある
- Q7 1階と2階の壁面が一致していない
- Q8 1階外壁の東西南北のうち、壁が全くない面がある
- Q9 比較的重い屋根葺材で、1階に壁が少ない
- Q10 基礎が鉄筋コンクリートの布基礎、ベタ基礎、杭基礎以外である

必要なら耐震補強をしよう

屋根の軽量化	瓦をスレートや鉄板などの軽い材料に替える。
腐朽部分の補強	劣化した部材を部分的に取り替え、接合部をプレートなどで補強する。
接合部の補強	火打金物、制震金物、筋かいプレート、山形金物などで補強。
基礎の補強	無筋コンクリートに、新たに鉄筋コンクリートの基礎を抱き合わせる。
壁の補強	壁に筋かいを入れる。耐力壁の量を増やしたり、バランスよく配置する。

西予市では、木造住宅の耐震化等に向け、以下のような支援制度を行っています。

- 木造住宅耐震診断費用の一部を補助（補助対象経費の3分の2以内で最高2万円を限度）
- 木造住宅耐震改修工事費用の一部を補助（補助対象経費以内で最高114万円を限度）

※詳細は、西予市建設課にお問い合わせください

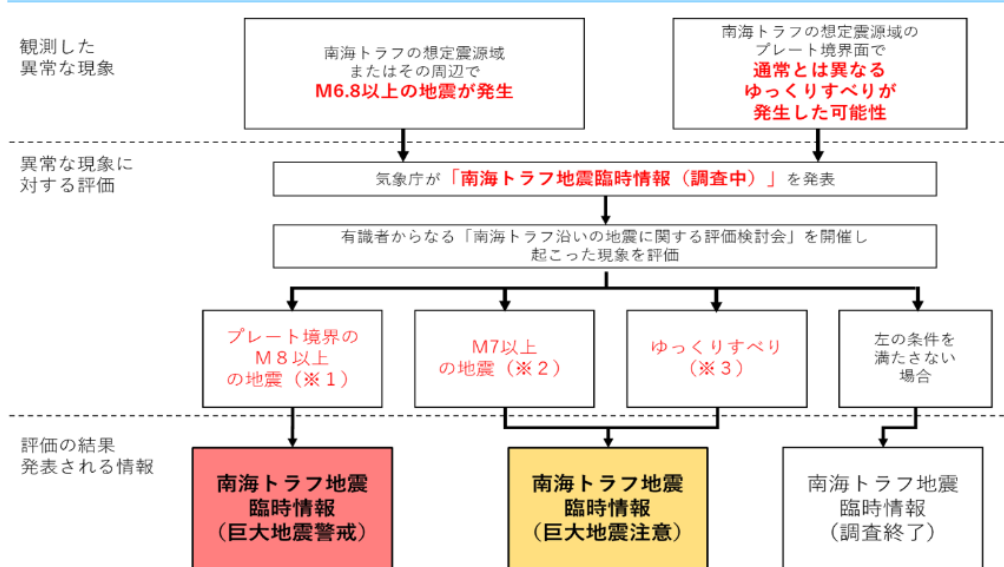
南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」とする）は、南海トラフ沿いで一定規模以上の地震が発生した場合など、南海トラフ地震の発生する可能性が、通常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁より発表される。

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、耐震性の不足する住宅に居住するなど、避難に不安がある住民は事前に避難を行い、出来るだけ安全な行動をとる。

南海トラフ地震 臨時情報		発表条件
キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報		発表条件
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ■ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

臨時情報発表の流れ



（図：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」より）

(2) 自主防災組織の役割の周知

自主防災組織は、平常時及び災害時における「共助」で重要な役割を担う。地域住民、一人ひとりが、自主防災組織の一員として、積極的に各種の活動に参画する。

以下に、自主防災組織の体制や役割の一例を示すが、住民一人ひとりが、防災訓練等への参加を通じて、それぞれの役割への理解を高め、自らが役割を担うことを意識し、自主防災組織の活動の活性化に努める。

図 自主防災組織の体制（一例）

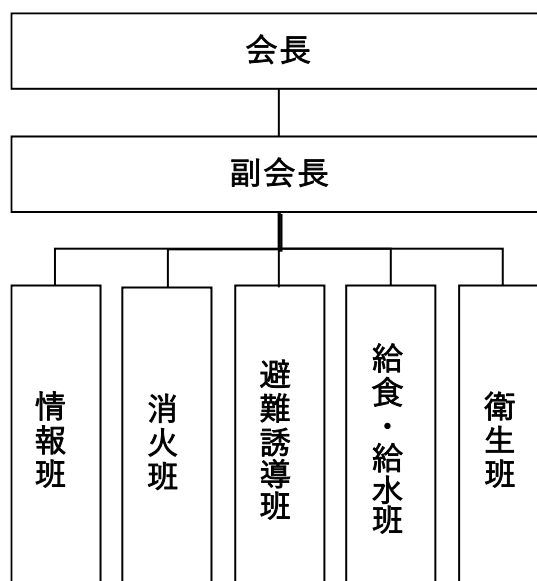


表 各班の役割（一例）

班	平常時	災害発生直後 (避難時／避難場所)	長期避難生活 (避難所等)
会長	防災活動の総括	避難の総括	避難所運営リーダー
副会長	防災活動の総括補佐	避難の総括補佐	避難所運営補佐
情報班	防災意識の啓発 広報活動 防災マップの作成	災害情報の伝達 被害情報の把握 防災機関との連携	避難者の情報管理 名簿の管理、更新 情報収集、提供 防災機関との連携
消火班	消火方法の指導 初期消火の訓練 消火器の点検・更新等 に関する周知	出火防止の広報 初期消火活動	衛生環境の維持
避難誘導班	避難場所・経路の周知 要配慮者の把握 救出用資機材の点検 避難訓練	避難場所・経路の安全 確認 避難誘導	避難者の受入
給食・給水班	食料・水の備蓄 給水拠点の把握 炊き出し訓練	備蓄品の供給 避難場所での食事の提 供	物資調達と配分 炊き出し
衛生班	仮設便所対策検討	仮設便所設置	清掃・疫病対策

【災害発生時における各班の主な役割（一例）】

① 災害時における情報収集・伝達（主に情報班の活動）

災害が発生した際には、防災行政無線（戸別受信機）などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達する。

避難が完了した段階で、避難者の状況把握を行うとともに、他の避難場所との情報共有に努める。

地区の被災状況や負傷者の情報などをとりまとめ、市災害対策本部との連絡手段（携帯電話や消防のIP無線、衛星携帯電話等）を確保し、報告を行う。

② 初期消火（住民の共助による活動、主に消火班の活動）

火災の発生を確認した際には、周囲の住民との協力のもと、延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。あくまで、初期消火であり、無理をせず、消防団員や消防署員の到着後は、その指示に従うこととする。

③ 避難誘導、避難の支援（住民の共助による活動、主に避難誘導班の活動）

自らが率先避難者となるとともに、周囲の住民への声掛けや避難の呼びかけを行うなど、地区の住民が速やかな避難行動をとるように努める。

避難場所までの経路が、家屋の倒壊等によりふさがっていた場合は、周りの避難してくる方にも声をかけながら、避難できるルートへの誘導に努める。

負傷した人や助けを求める人を見つけた場合は、自らの命を守ることを最優先としながら、周囲の住民との協力のもと、避難の支援を行う。

④ 水、食料、備蓄品等の供給（住民の共助による活動、主に給食・給水班の活動）

緊急避難場所への避難が完了した段階で、備蓄倉庫の備蓄品を確認し、必要な備蓄品等を避難者に配布する。配布にあたっては、緊急避難場所での一定期間の滞在の可能性も踏まえつつ、計画的に行う。

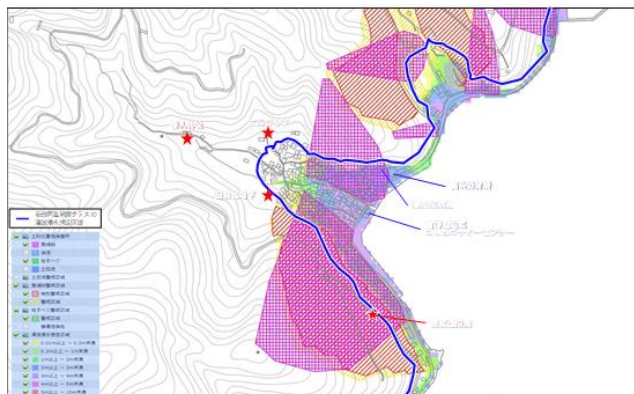
また、事前に炊き出しの道具・材料等を備蓄しておき、必要に応じて食事の提供等を行う。

6. わが家の津波避難計画の作成

地区の各世帯で、家族防災会議を実施し、「わが家の津波避難計画」の作成を通じて防災意識を高めることとする。

ステップ①：自宅の場所の確認

- ・ あなたの自宅の場所を地図に記載してください。



ステップ②：自宅の災害リスクの確認

- ・ あなたのご自宅の災害の危険性を確認してください。

※市の総合防災マップや津波避難マップをご確認ください

- ・ 津波の被害がある場合は、何m程度の浸水深が想定されているのかも確認してください。

ステップ③：指定緊急避難場所の確認

- ・ 大規模地震が発生し、津波からの避難を行う際の避難場所を確認してください。
- ・ 避難場所については、3つ程度まで候補を確認してください。

ステップ④：避難経路の確認

- ・ 自宅から避難場所までの経路を記入してみてください。
- ・ （後日等に）避難場所まで歩いてみて所要時間を確認してください。

ステップ⑤：避難経路で気になる点の確認

- ・ 避難経路上で気になる点を確認し、図上に記載してください。

※空き家、ブロック塀、倒木、がけ崩れ 等

ステップ⑥：安全な避難経路の確認

- ・ 気になる箇所を通らずに避難場所へ行くことができるルートがあるか確認してみましよう。
- ・ （後日等に）そのルートで避難場所まで歩いてみて所要時間を確認してください。

ステップ⑦：家族間のルール等

- ・ 災害が発生した際の避難方法や連絡の取り方などを話し合ってください。

家の津波避難計画（宮野浦）

【ステップ②】あなたのご自宅の災害の危険性

災害種別	危険性 あり or なし
津波	ありの場合（浸水深 m）
土砂災害	
その他	

【ステップ③、④、⑥】指定緊急避難場所と経路

	避難場所名	所要時間 (通常)	所要時間 (安全な経路)
第1候補		分	分
第2候補		分	分
第3候補		分	分

【ステップ⑦】家族間のルール等

項目	家族防災会議の結果
津波からの避難における留意事項等	
災害時の持出品	
家族が離れているときの連絡方法	
隣近所で支援が必要な人への支援方法等	
その他	



家の津波避難計画（宮野浦）

【ステップ②】あなたのご自宅の災害の危険性

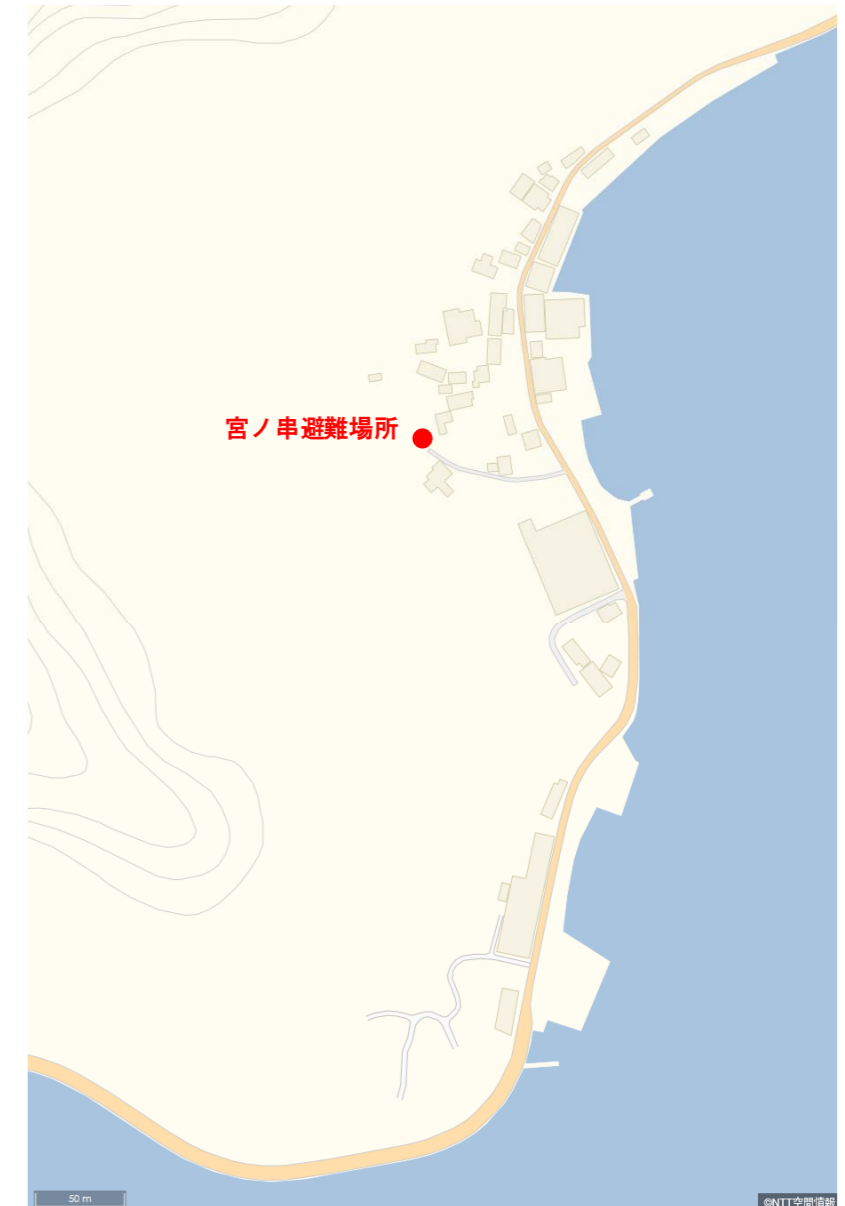
災害種別	危険性 あり or なし
津波	ありの場合（浸水深 m）
土砂災害	
その他	

【ステップ③、④、⑥】指定緊急避難場所と経路

	避難場所名	所要時間 (通常)	所要時間 (安全な経路)
第1候補		分	分
第2候補		分	分
第3候補		分	分

【ステップ⑦】家族間のルール等

項目	家族防災会議の結果
津波からの避難における留意事項等	
災害時の持出品	
家族が離れているときの連絡方法	
隣近所で支援が必要な人への支援方法等	
その他	



図面への記載事項

【ステップ①】

- ・自宅の場所を記載

【ステップ④】

- ・避難経路を記載

【ステップ⑤】

- ・避難経路沿いの気になることを記載

7. 事前復興まちづくり

(1) 発災から自宅の再建までの流れ（避難した後を考える）

南海トラフ巨大地震が発生し、集落が壊滅的な被害を受けた際には、避難所生活や応急仮設住宅等での長期の避難生活を強いられる可能性がある。まちの再建には時間を要すことから、自分の生活を取り戻すには、長い期間（2年以上）かかることが想定される。

また、大規模災害からの復旧・復興においては、宮野浦地区からの人口流出を防止し、速やかな復旧・復興を図るためにも、復興に向けた備え（＝事前復興）を検討する必要がある。



図 発災から自宅再建までの流れの一例

(2) 「応急仮設住宅等で生活」の段階における留意事項

宮野浦地区及び明浜町では、応急仮設住宅の適地が限られており、避難所生活と同様に、宇和町等で応急仮設住宅を確保することになる可能性がある。

応急仮設住宅の生活期間は、2年程度（状況によってはそれ以上）が想定されることから、その期間の生活を想定しておくことが必要となる。

■ 応急仮設住宅とは

応急仮設住宅（みなし仮設含む）は、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、基本的に無償で提供される。

賃貸住宅等を借り上げて応急仮設住宅として利用（みなし仮設）することもある。



図 平成 30 年 7 月豪雨災害の応急仮設住宅（左：野村地区、右：明間地区）

① 応急仮設住宅の建設候補地

南海トラフ巨大地震によって、集落が壊滅的な被害を受けた際には、一定の期間、宮野浦地区での生活は困難な状況になることが想定される。特に、応急仮設住宅の建設地に適した公有地（まとまった敷地、災害のリスクがない土地、ライフラインの整備が容易な場所等）がないことから、多くの住民が宇和町等での長期生活となる可能性があることを理解しておく。

一方、宮野浦地区には、柑橘栽培を主とする農業者が多いことから、地区外に居住の場を確保することで、仕事への負担が大きくなることが想定される。

三方を山で囲まれた地形であり、厳しい地形条件ではあるものの、応急仮設住宅として活用可能な民有地等について、住民や地域で検討を行うことも重要である。

■ 建設候補地について

前述の事前復興 WS では、「あけはまオートキャンプ場きゃんぱ」のグラウンドが候補地としてあげられた。本グラウンドは、災害発生時にはヘリポートとしての活用が想定されていることから、

市や関係機関等との調整を図るなどの対応を進めていく。

(3) 「生活を取り戻す」の段階における留意事項

住宅の再建においては、高台移転・かさ上げ等にて安全を確保して再建する事業制度がある。これらの復興事業を活用するためには、地域住民の合意が不可欠であり、平常時から、集落が被害を受けた後の復興まちづくりの姿（＝事前復興まちづくり）を話し合う機会を設ける。

また、災害で住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対しては、災害公営住宅の整備等により、住まいの確保が図られる。

■ 災害公営住宅とは

災害で住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、県や町が国の助成を受けて公営住宅を整備するもの。

(家賃)

- ・ 災害公営住宅の家賃は、通常の公営住宅と同様に、入居者の収入・世帯構成と住宅の規模・立地等により設定される

(収入超過及び高額所得者について)

- ・ 災害公営住宅の入居資格の緩和措置の一つに収入基準の緩和がある。これは入居時の特例措置であり、入居から3年以上経過した方で収入が高額な方については家賃が増額される。また、入居から5年以上経過した方で収入が更に高額な方については、住居の明け渡しが必要となる。

① まちの復興に向けて

東日本大震災の際には、一度、地区外や市外で居住の場を確保することで、生活再建の際に地区に戻って来ない状況が生じたと言われている。

自らの生活の再建が重要ではあるが、まちの復興も重要であり、平常時から、住民一人ひとりが、まちの復興に向けて必要なことを話し合うように努める。

② 自らの備え

被災者に対しては、応急仮設住宅や災害公営住宅等による住まいの場の確保をはじめ、被災者生活再建支援金による生活再建に対する資金面の支援制度などがあるが、いずれにしても生活再建には大きな自己負担が生じる。

そのため、地震保険へ加入しておくなど、自らの備えに努めることが重要である。

③ 地域の愛着を高める

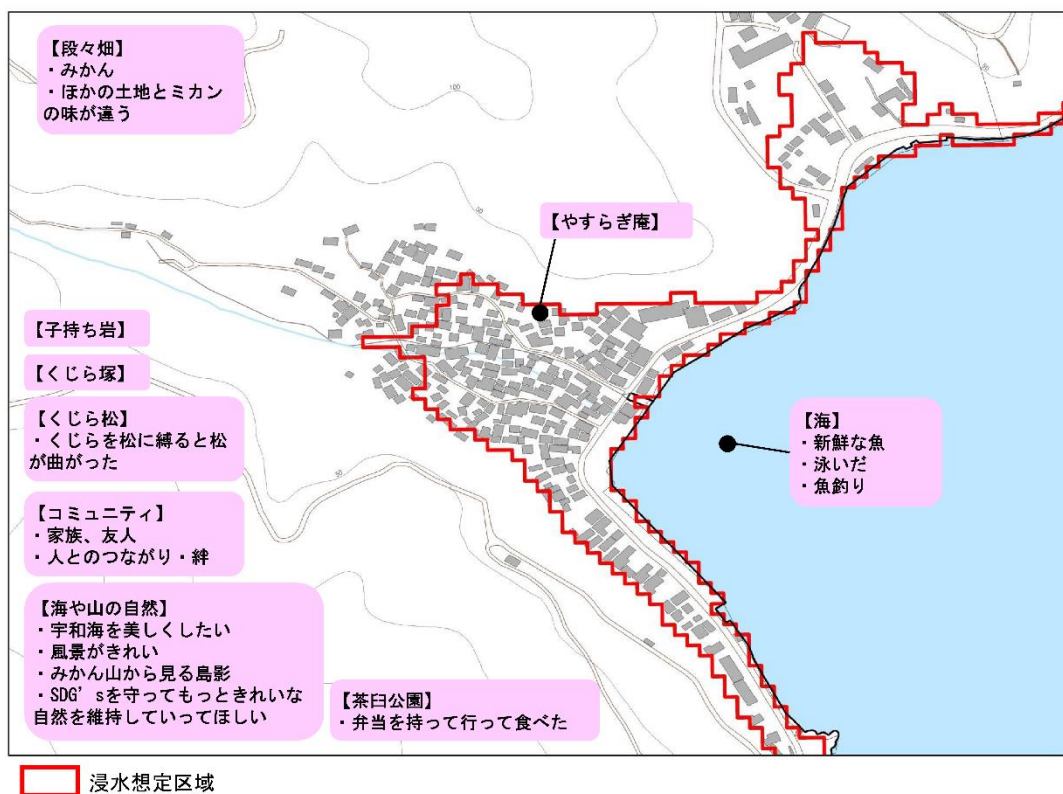
地域の防災力を高めるためには、日常におけるコミュニティを高めることが重要であり、様々なイベントや交流機会の創出を図り、災害時の共助の基礎となる意識づくりに努める。

また、大規模な災害が起きたとしても、“宮野浦地区に戻ってきたい”という意識を持ち続けるためにも、魅力的な宮野浦地区のまちづくり活動等を進めていく。

■ 宮野浦地区の宝

前述の事前復興 WS にて、宮野浦地区の「思い出」や「災害から守りたいもの」を聞いたところ、以下のような「宮野浦の宝」があげられた。

引き続き、これらの「宮野浦の宝」を守り、育てるとともに、災害から守るために今できることを考えていくことが重要である。



8. 計画の見直し等

(1) 地区住民への計画の周知

地区防災計画の主旨として、地区住民一人ひとりの防災意識を高め、その集まりによって地域防災力の向上につなげていくことが重要である。そのため、様々な機会を通じて、計画に関する地区住民への周知に努める。

また、避難訓練等への住民の参加を促すとともに、防災や事前復興まちづくりに関する話し合いの場などを設けることによって、地域の抱える課題等を明らかにし、必要に応じて計画に反映していくものとする。

(2) 洪水等の災害への対応

今回の宮野浦地区防災計画は、地震・津波に特化して作成したものである。しかしながら、平成30年7月豪雨の被災経験があるように、宮野浦地区も様々な災害リスクを有している。

特に、大雨時の避難行動と地震・津波時の避難行動等は異なることから、今後、災害種別に応じた行動を検討し、計画に反映していくものとする。